

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系における位置付け ・政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ・政策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」
	政策の達成目標	騒音防止工事未実施の住宅等（約370世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害の防止・軽減に必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	（所得税）期限の定めのない措置（平成27年1月から適用） （法人税）期限の定めのない措置（平成26年4月から適用）
	同上の期間中の達成目標	・住宅騒音防止工事 平成25年から平成29年までの実施見込み 約2,200件 ・教育施設等騒音防止工事 平成25年度から平成29年度までの実施見込み 約10件
政策目標の達成状況	過去3年間の騒音防止工事 ・住宅騒音防止工事 平成22年： 1,068件 平成23年： 273件 平成24年： 187件 ・教育施設等騒音防止工事 平成22年度： 3件 平成23年度： 2件 平成24年度： なし	
有効性	要望の措置の適用見込み	・住宅騒音防止工事 平成25年： 約260件 平成26年： 約310件 平成27年： 約430件 平成28年： 約560件 平成29年： 約610件 ・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成25年度： 約2件 平成26年度： 約2件 平成27年度： 約2件 平成28年度： 約2件 平成29年度： 約2件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、大阪国際空港周辺の住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、住民生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	騒音防止工事業は、騒防法第5条及び第8条の2に基づいて住宅の所有者等が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な工事を行うときは、特定飛行場の設置者がその工事に関し助成の措置をとることとなっている。 助成効果を十分に発揮させるためには、本要望措置が必要不可欠である。
要望の措置の妥当性	住宅及び教育施設等の騒音防止工事については、騒防法第5条及び第8条の2において、特定飛行場の設置者による工事に対する助成が規定されている。 また、各特定飛行場の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒音防止工事を着実に実施していく必要がある。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去3年間の適用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅防音工事 平成22年: 1,068件 (約102百万円) 平成23年: 273件 (約59百万円) 平成24年: 187件 (約29百万円) ・教育施設等騒音防止工事 (学校、保育所、病院、診療所等) 平成22年度: 3件 (約75百万円) 平成23年度: 2件 (約61百万円) 平成24年度: なし <p>※括弧内は推計による所得税または法人税の減収額。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特別措置により、大阪国際空港周辺に所在する住宅の騒音防止工事については、平成22年から平成24年において1,528件、教育施設等の騒音防止工事については、平成22年度から平成24年度において5件が実施されており、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(所得税法・法人税法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団 (現・成田国際空港株式会社) の補助金を加える。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関西国際空港株式会社の補助金を加える。
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>